

資料(5) -②

## 計画骨子（案）

令和5年〇月

## 1. 本市の課題

- ・本市の課題については、だれもがいつまでも安心して暮らすことのできるまちが実現できるために必要な事項として、以下の6つを選びました。

### 1. 地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためにには、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりも必要です。
- ・地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

### 2. 高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進

- ・介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

### 3. 介護保険事業の充実と担い手の確保

- ・人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- ・介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。
- ・自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに合わせて地域密着型の居住系サービスの整備が必要です。
- ・今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。
- ・介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

#### **4. 在宅療養体制の推進**

- ・在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対しても周知啓発を行う必要があります。
- ・医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。

#### **5. 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実**

- ・認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化する必要があります。
- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。

#### **6. 高齢者がいきがいを持って安全・安心して暮らすことができるまちづくり**

- ・団塊の世代が高齢期を迎え、就労機会の増大及び開拓を図るとともに、これまで培ってきた技能やノウハウを活かした働きがい、生きがいを生み出す活躍の場を提供することが必要です。
- ・高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようになるとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするために、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で人としての尊厳を持ち続け、安心して暮らしていけるよう、虐待や暴力に関する問題を認識し解決していける地域社会づくりが必要となります。すべての市民が、高齢者や社会福祉の問題を自分の問題として捉え、問題意識を高めていけるような人権意識の普及・啓発が望まれています。
- ・災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりが必要です。また、一般避難所での生活が困難な人については、安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の指定等が必要です。

## 2. 本市の目指すべき姿

# いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野

## 3. 基本理念

基本方針は、現計画の3つの項目を尊重しながら、社会情勢の変化等を受けて、文言の追記、調整を行いました。

### (1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意志」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

### (2) 総合的な地域包括ケアシステムを進めます。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。また、いわゆる8050問題のように、高齢者問題に加えて、その他の課題を総合的に対応する総合的な地域包括ケアシステムとの連携を図ります。

### (3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者をはじめとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みが整うなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。

あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。

## 4. 施策の柱

### (1) 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

高齢者に限らず、障害者、子ども、貧困など、複合的な課題を抱える方に対して、重層的・包括的な相談・支援体制を構築します。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方をはじめとして地域の方が介護や支援の担い手、受け手という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

#### 【対応していく課題】

##### ⇒①地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりも必要です。
- ・地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

#### 主な項目（案）

- ・地域包括支援センターの充実と重層的・包括的な相談・支援体制の構築
- ・生きがい創出への担い手の人材発掘と育成
- ・地域の支え合い体制の整備・充実

## (2) 高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、健康で過ごせるよう高齢者の健康づくりを支援し、フレイル予防・介護予防の取り組みを充実します。

### **【対応していく課題】**

#### **⇒②高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進**

- ・介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

### **【見直しの考え方】**

今後、フレイル予防、介護予防の必要性が重視されてくことから、現行計画の柱2「介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実」の（2）介護予防・日常生活支援総合事業を分離し、現行計画の柱5の高齢期の健康に関する分野と統合し、新しく1つの柱とします。

### **主な項目（案）**

- ・フレイル予防の推進
- ・介護予防の推進

### (3) 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるよう、人材の確保を図ります。あわせて介護保険事業サービスの充実を図るとともに、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

#### **【対応していく課題】**

##### **⇒③介護保険事業の充実と担い手の確保**

- ・人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- ・介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。
- ・自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに合わせて地域密着型の居住系サービスの整備が必要です。
- ・今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。
- ・介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

#### **【見直しの考え方】**

現行計画の柱2「介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実」の（2）介護予防・日常生活支援総合事業を分離し、新しく1つの柱とします。

#### **主な項目（案）**

- ・介護人材の確保
- ・居住系サービスの充実
- ・施設サービスの充実
- ・サービスの質の確保と向上
- ・介護家族支援

#### (4) 在宅療養体制の推進

医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときには在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。また、住み慣れた自宅等で終末期を迎えることができるこことを目指します。

##### **【対応していく課題】**

###### **⇒④在宅療養体制の推進**

- ・在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。  
在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対しても周知啓発を行う必要があります。
- ・医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。

##### **【見直しの考え方】**

日野市在宅療養体制構築のための基本方針と一体的に考えるために、計画の柱の名称を変更しました。

##### **主な項目（案）**

- ・患者やその家族をとりまく療養環境の整備
- ・医療と介護の有機的なネットワークの整備

## (5) 認知症の当事者とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実

認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、だれもが認知症のことを知り、地域の担い手になることができるよう支援します。

### 【対応していく課題】

#### ⇒⑤認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

- ・認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制の強化する必要があります。
- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。

### 【見直しの考え方】

認知症施策推進大綱の「共生」と「予防」の2つのキーワードを取り入れた柱とした。

### 主な項目（案）

- ・認知症の早期診断、早期対応および相談体制の充実
- ・認知症の周知啓発と共生への理解促進
- ・認知症当事者及び介護者への支援
- ・若年性認知症対策の推進

## (6) 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全・安心して暮らせる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組みと高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、高齢者の権利擁護等についても引き続き推進します。

さらに、災害などが発生した場合でも、高齢者が安心して生活でき、安全が確保されるような仕組みの充実を図るとともに、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、支援機器等の充実を図ります。

### 【対応していく課題】

#### ⇒⑥高齢者がいきがいを持って安全・安心して暮らすことができるまちづくり

- ・団塊の世代が高齢期を迎え、就労機会の増大及び開拓を図るとともに、これまで培ってきた技能やノウハウを活かした働きがい、生きがいを生み出す活躍の場を提供することが必要です。
- ・高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようになるとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするために、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で人としての尊厳を持ち続け、安心して暮らしていくように、虐待や暴力に関する問題を認識し解決していく地域社会づくりが必要となります。すべての市民が、高齢者や社会福祉の問題を自分の問題として捉え、問題意識を高めていくような人権意識の普及・啓発が望まれています。
- ・災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりが必要です。また、一般避難所での生活が困難な人については、安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の指定等が必要です。

### 【見直しの考え方】

高齢者福祉の「予防」の観点を中心に柱2に新設し、高齢者のくらしに関する部分について現行計画の柱5と柱6を1つの柱として再編しました。

#### 主な項目（案）

- ・就労や社会参加の促進
- ・住まいの支援
- ・日常生活の支援
- ・権利擁護の推進
- ・福祉のまちづくりの推進
- ・災害対策
- ・居宅内での安全確保